

組合員の皆様へ

マイナ保険証に係る令和6年12月2日以降の取扱いについて

令和6年12月2日以降、「マイナ保険証」（保険証利用登録をされたマイナンバーカード）を基本とする仕組みに移行し、「保険証」は新たに発行されなくなります。この制度変更に伴う取り扱いをまとめましたのでお読みください。

○令和6年12月1日時点で「保険証をお持ちの方」

お手元の「保険証」は有効期限の「令和7年9月30日」まで使用できますので、医療機関等の窓口でご提示いただくことで受診できます。

今後、令和7年9月中に、当組合から

「マイナ保険証をお持ちでない方」には「資格確認書」（カード型）を、「マイナ保険証をお持ちの方」には「資格情報のお知らせ」（A4版）を交付（送付）いたします。（申請不要）

※「資格確認書」は保険証と同様に医療機関等の窓口で提示することで受診することができますが、「資格情報のお知らせ」だけでは、医療機関等で受診することはできませんのでご注意ください。

○令和6年12月2日以降に、「新規加入」、「住所・氏名等の変更」、「保険証の紛失等による再交付」をする方

「マイナ保険証をお持ちでない方」には「資格確認書」（カード型）を、「マイナ保険証をお持ちの方」には「資格情報のお知らせ」（A4版）を交付（送付）いたします。